イ　各根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　担保権に関する変更登記手続

別表10―１―１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表10―２―１「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の各担保権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、債権額又は極度額を上記各表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑷　担保権の消滅時期

ア　別表10―１―１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」記載の担保権は、第３章第１節第１の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

イ　別表10―２―１「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の担保権は、第３章第１節第１の２の定めに基づき、確定更生担保権額（左記の定めに基づき変更されたときはその額）の弁済を完了したときに消滅する。

２　リースにかかる更生担保権

⑴　担保権の存続

別表10―３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表10―３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、第３章第１節第２の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。更生会社はリース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物の使用を継続することができる。

３　預金にかかる更生担保権

⑴　担保権の存続

別表10―４「存続する担保権一覧表（預金）」記載の預金にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表10―４「存続する担保権一覧表（預金）」記載の預金にかかる担保権は、第３章第１節第３の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

第２　担保権消滅時の措置等

１　本更生計画に基づき、担保権が消滅した場合において、当該担保権につき担保権設定登記がなされている場合は、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　管財人が、処分を予定する不動産を売却する場合において、当該不動産に担保権設定登記がなされている場合は、当該担保権の担保権者は、確定更生担保権額の弁済金の交付と引き換えに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第２節　消滅する担保権

第１　別表11「存続しない担保権一覧表（不動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定の時に消滅する。

第２　抵当権及び根抵当権の抹消に関する登記手続

当該担保権につき担保権設定登記がなされているときは、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

また、別表10―１―１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」記載の「登記上の担保権者」欄に記載されなかった共有担保権者の根抵当権一部移転登記の抹消にかかる取扱いについても同様とする。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。

第５章　株主の権利の変更と新株の発行

第１節　株主の権利の変更

第１　株式の取得

更生会社は、次のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数

19万株（発行済株式の全部）

⑵　更生会社が上記⑴の株式を取得する日

本章第２節第１の３の払込期間の末日

第２　株式の消却

更生会社は、本章第２節第１の３の払込期間の末日において、上記第１により取得した自己株式の全部を消却する。

第３　資本金の額の減少

更生会社は、会社の資本金の額を次のとおり、減少させる。

⑴　減少する資本金の額

9500万円（資本金の全額）

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

本章第２節第１の３の払込期間の末日

第２節　新株の発行

第１　更生会社は、次のとおり新たに払込みを受けて募集株式を発行する。

１　募集株式の種類及び数

普通株式　600株

２　募集株式の払込金額

１株の払込金額　５万円

３　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

更生計画認可決定の日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までの間

４　増加する資本金及び資本準備金の額

資本金　金1500万円

資本準備金　金1500万円

５　募集株式の割当等の方法

裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。なお、株式はスポンサー又はそのグループ会社に割り当てることを予定している。

６　募集株式数及び資本金額の変更

管財人は、裁判所の許可を得て、上記１の募集株式の数並びに上記４の増加する資本金及び資本準備金の額を変更することができる。

第２　募集株式の追加発行

１　管財人は、裁判所の許可を得て、第８章による変更後の定款第６条（別表15「定款変更表」）に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、募集株式の発行を行うことができる。

２　管財人は、裁判所の許可を得て、「発行可能株式総数」についての変更後の定款第６条をさらに変更した上で、上記第１の定めを超える数の募集株式の発行をすることができる。

３　上記１及び２の場合における募集株式の割当は、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第３節　剰余金の配当

更生手続終結の決定がなされるまでの間、剰余金の配当は行わないものとする。

第４節　株式の譲渡

取締役会は、更生手続終結の決定がなされるまでの間、会社法第136条又は第137条の規定による株式の譲渡の承認請求があった場合には、その処置について管財人の意見を聴かなければならない。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生債権等の弁済資金の調達方法は、手元現預金、資産売却処分による売得金及び営業活動から生じる収益金、新株発行による増資払込金並びにスポンサー等から予定する貸付金をもってこれに充てる。

なお、更生会社の営業活動から生じる収益の予想については、別表５「弁済資金計画表」記載のとおりである。